

## 第17回運転免許制度に関する懇談会における発言要旨

### 1 新制度への移行時期について

委員 自動車工業会から施行時期について要望があるようだが、どのような内容か。

事務局 具体的な予測に基づいてということではないようだが、需要の変化に伴う車両開発の期間という観点から、十分な施行期間を見てもらいたいという要望をうかがっている。

委員 それほど需要の大きな変化があるのか疑問だが。大型自動車は普通の乗用車に比べ、開発期間も長く、コストもかかると聞いており、かなり将来を見通しながら開発しているということはあるかもしれない。

委員 自工会の意見には、車両に関する変化という点以外に、現在抱えている運転手の雇用への配慮ということも含まれているのか。

委員 明日から急に制度が変わるとなると、そのような心配もあり得るが、既得権を認めるのであれば、それほど社会的な影響はないだろう。せっかく新しい制度を作るのであるから、教習所の準備等の問題もあるだろうが、できるだけ早く制度が生きるようにした方がよいと思う。

### 2 免許の種類に応じた試験・運転者教育の制度整備について

委員 新たな普通免許では5トンまでしか運転できないこととなるが、現在8トンまで運転できることに問題があり事故の要因になっているという考え方からすれば、新制度において普通免許の教習カリキュラムを軽減するというような必要はないと思うのだが。

事務局 そのような考え方になると思うが、具体的な教習カリキュラム等については、新しい大型免許などを含め今後検討していくこととなる。

委員 制度の見直しにより、教習所において教育機関としての設備投資が必要になると思うが、その負担が大きいと一部の教習所だけでしか教習が行われない可能性がある。路上教習の実施などにより、教習所の負担も抑えつつ実践的な訓練が確保されるような方策も考えるべき。

### 3 現行免許保有者の免許の取扱いについて

委員 現在普通免許を持っている人の取扱いであるが、ある時点から8トンまで運転できないという一種の格下げになってしまうと、一般の人の法律に対する信頼感を失わせることにならないか。6,600万人が対象となるので、限定なしの中間免許を取りたい人、5トンまでの普通免許でいいという人に仕分けられればいいとも思うが、中には今までどおり8トンまで運転したいという人もおり、そういう人には8トン限定の中間免許を認めなければいけないのではないかと思う。

委員 既得権を恒久的に認めるとなると、新制度になる前に普通免許を取ろうとする人が増える可能性がある。既得権は一定期間のみとし、他方、普通免許の教習カリキュラムは変えないこととした方が、施行前後の混乱が生じないのではないか。

委員 制度見直しの趣旨からすれば、施行前に駆け込みで現行普通免許を取得しようとする者が続出することは好ましくない。

委員 現行普通免許は18歳で取得可能であり、中間的免許は20歳からということにする以上、いずれかの時点で線を引かなければならないので、ある程度はやむを得ない。

委員 かつて軽自動車免許は16歳で取得できたが、制度改正で、ある時点からは、その年齢では免許を取ることができなくなった。制度改正とはそういうもので、現在免許を持っていない人を今後どうするかが重要だと思う。

ただし、既得権を何時までも認めることは安全性の向上という点で問題があるので、一定期間経過後は既得権を認めないこととすべき。その期間については、8トンの車両が沢山あるのに運転できる人がいないというようなことのないよう、自動車の保有実態や物流の実態、自動車メーカーの開発状況も見て、社会の混乱がないようにすればよい。

委員 今まで運転できた人がある日突然5~8トン運転できなくなるということはまずいが、8トン限定中間的免許を何時までも認めていては、新制度の効果が表れてこない。10年なら10年の期間を設け、その後も8トンまで運転できる権利を留保するためには審査に合格しなければなら

いこととして、大部分の人は運転できないようにした方がよい。

委員 8トン限定の中間的免許を認めるが、ある時期が来るとただの普通免許になってしまうというのでは、取り残されたような印象を受ける人もいるのではないか。その意味では、全員に限定付きの中間的免許を認めて、何らかの手続きを経た人は限定が解除され中間的免許に移るということにしてはどうか。

安全を確保するという大命題はあるが、「従来の改正における取扱いと全く変わってしまうのはどうしてなのか」と言われると困るのではないか。

委員 「今回は、死亡事故を減らすという改正の目的から厳しくする」という考え方はあり得る。

委員 「死亡事故抑止」が錦の御旗になるのではないか。8トンまで運転できる既得権を維持させるために試験くらいあってもいいと思う。

事務局 これまでは、運転免許が国民にとっての身近な権利ということもあると思うが、法律上の免許制度の改正では、恒久的に既得権を認めている。ただし、先生方から色々なご指摘を只今いただいたところであり、多くの国民の方がどのような意見をお持ちかも伺わなければならないと考えている。

委員 パブリックコメントで幅広く意見を聞くことは大切だが、その聴き方が大事だ。未来永劫既得権を認めるというのと既得権を一切認めないという両極端の考え方があり、その中間に、講習を行うとか色々な選択肢があるし、猶予期間も長短様々な設け方がある。パブコメを行うときに、ある程度きめ細かく選択肢を示した方が、国民の意見もよく反映されると思う。

委員 国民の色々な意見を聞いた上で、一番安全で、不公平のない方法を考えなければいけない。今は18歳であれば、高校3年生でも普通免許を取って8トンまで運転できるのが、新制度になるとできなくなるのであるから、安全対策のためにこのような制度改正をやるということをきちんと説明する必要もある。

5トンから8トンまでの200万台を運転しているトラック運転手にすれば、急に5トンまでしか運転できないとなると困るだろう。道路交通の安全のためとはいっても、その人たちが生活できなくなるのは問題がある

ので、安全性を考慮しつつ社会に混乱が起きないように、5年か10年の間に移行していけばいい。

事務局 提言案では、既得権を恒久的に認めるという考え方と、一定の猶予期間を設けるという考え方、確認や講習を行うという方法を含め併記し、今もご意見のあった国民全体にかかわるということや安全対策の観点も踏まえ慎重に検討すべきという記載となっている。ご了承いただければ、提言はこのような記載とさせていただき、パブリックコメントについては、ご指摘のあったように、国民の意見がきちんと反映されるような方法を考えることとしたい。

#### 4 「中間的免許」の名称について

事務局 提言案の「中間的免許」という表現について、各先生からご指摘を受け「中間的な免許」とさせていただいたが、名称についてご意見があれば伺いたい。

委員 「大型免許、中型免許、普通免許」というのがいいと思う。普通免許を「小型免許」とすると格下げになったイメージがあるし、「普通免許」を残し、大型免許はそのままとすると、「普通、中型、大型」となるのではないか。

委員 「中型免許」が一番収まりがいいと思う。

ただ、普通免許について、運転できる車両の範囲が違うことを意識させる意味では、名称を変えた方がいいかもしれない。「S免許、M免許、L免許」、「新普通免許」、あるいは「5トン免許、11トン免許」とか。大型は運転できる範囲は変わらないので名称を変えなくてもいいが、中型と普通は新しいカテゴリーのものなので名称を変えた方がいいように思う。例えば、運送会社が採用するときに、履歴書に「普通免許」と書いてあっても、改正前のものか改正後のものか分からないので、混乱を防ぐため、5トンまで運転できる免許は小型免許か何か名称を変えた方がいいのではないか。

委員 名前は変えた方がいいかもしれないが、「小型免許」とすると抵抗あるだろう。

委員 普通免許を持っている人が多く、これを「小型免許」とすると格下げされたような感じがするので、やはり「普通、中型、大型」が一番問題がないように思う。

委員 提言案の「中間的な免許」という表現であるが、この名称が一人歩きするおそれがあるので、括弧書きで、「名称については別途検討する」と説明した方がいいのではないか。

委員 その心配はあるので、(仮称)とか入れた方がいい。

事務局 それでは、「中間的な免許」の後ろに括弧書きで、「名称は別途検討」と入れさせていただくこととしたい。

## 5 その他

委員 新しい大型免許を受けるために必ず中間的免許を受けていなければならないというのではなく、要は試験の内容さえしっかりしていればいいのではないか。能力のある者が、普通免許から直接大型免許を受けるという事は、むしろあっていいと思う。

また、大型化した車を運転する権利を与えるのであれば、その義務が伴うべき者であり、前回懇談会で出たペナルティを強化する方向に賛成だ。